

東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、みどりの保全と緑化の推進についての基本理念を定め、市の責務、市民の役割及び事業者の責務等を明らかにするとともに、みどりの保全と緑化の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）その他の都市における自然的環境の整備等を目的とする法令と相まって、みどりの保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「みどり」とは、樹木、草花等の植物並びに樹林地、農地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。

(基本理念)

第3条 みどりの保全と緑化の推進は、新たな緑を増やすとともに、全てのみどりを良好に保全し、保全されたみどりを効果的に活用することを基本として行われなければならない。

2 みどりの保全と緑化の推進は、みどりの有する環境の保全、景観の形成その他の機能を十分に発揮する観点から行われなければならない。

3 みどりの保全と緑化の推進は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割と責任のもと、相互に協力して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、みどりの保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、みどりの保全と緑化の推進に関する施策の実施について、必要に応じ、国及び他の地方公共団体と協力するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らみどりの保全と緑化に努めるとともに、みどりの保全と緑化の推進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務等)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、みどりの保全と緑化の推進のために必要な措置を講ずるとともに、みどりの保全と緑化の推進に関する市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、みどりの保全と緑化の推進を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(みどりの基本計画の推進)

第7条 みどりの保全と緑化の推進は、法第4条第1項の規定により市が定める基本計画を推進することにより行うものとする。

(公共施設の緑化)

第8条 市は、市が設置し、又は管理する公園、道路、河川その他公共施設について、植樹を行う等の緑化に努めなければならない。

2 市長は、国及び他の地方公共団体が設置し、又は管理する公共施設について、緑化に努めるようその管理者に要請することができる。

(建築物の新築に係る緑化義務)

第9条 500平方メートル以上1,000平方メートル未満の敷地において建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築を行おうとする者は、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。)について緑化をしなければならない。

2 前項の規定により緑化をした者は、当該緑化をした部分の適切な維持管理に努めなければならない。

(緑化計画書の届出等)

第10条 前条第1項に規定する者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、緑化計画書を作成し、市長に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、建築物等について緑化が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第11条 前2条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物には、適用しない。

(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、緑化をしないことについて、

特別の事情があると市長が認めるもの

(2) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の

状況又は用途によってやむを得ないと市長が認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める建築物

(勧告)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による届出をせず建築物の新築に着手した者又

は同条第2項の規定による届出を行わない者に対して、当該届出を行うべきことを勧告

することができる。

2 市長は、第10条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届

出に係る緑化について、第9条第1項の基準に適合しないと認めるとき、又は当該届出

の内容が虚偽であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ず

べきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第13条 市長は、第9条から前条までの規定の施行に必要な限度において、次に掲げる

者に対し、緑化の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次

に掲げる者の建築物等に立ち入り、緑化の実施状況を検査させることができる。

(1) 第9条第1項に規定する者

(2) 第10条第1項又は第2項の規定による届出をした者

(3) 第10条第1項の規定による届出をせず建築物の新築に着手した者又は同条第2項の規定による届出を行わない者

(4) 第10条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第9条第1項の基準に適合しないと市長が認める届出を行った者又はその内容が虚偽であると市長が認める届出を行った者

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(人材の育成等)

第14条 市は、継続的なみどりの保全と緑化の推進を实践する活動を促進するため、講習会の開催その他の必要な支援を行い、当該活動の指導的な役割を担う人材の確保と育成に努めなければならない。

2 市は、前項の活動の普及に努めなければならない。

(助成)

第15条 市長は、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を推進するため、必要な助成を行うことができる。

(表彰)

第16条 市長は、みどりの保全と緑化の推進に関し特に功績のあった個人又は団体を表彰することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 第9条から第13条までの規定 令和5年7月1日

2 第9条第1項及び第10条第1項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（次項において「第2号施行日」という。）以後に新築の工事に着手する者について適用する。

3 緑化計画書の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2号施行日前においても、第10条第1項、第12条第2項及び第13条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該届出は、第2号施行日以後は、第10条第1項の規定による届出とみなす。